この雛形は、ゼブラワークス（株式会社プレイバッカーズ）が参考として提供するものです。ゼブラワークスは契約の当事者ではなく、契約の内容・履行について責任を負わず、法令への適合や内容の完全性を保証するものでもありません。使用する前に、当事者双方で内容を確認し、空欄をすべて記入したうえで締結してください。必要に応じて、弁護士など専門家にご相談ください。作成日：2026 年 11 月

業務委託基本契約書

委託者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「委託者」という。）と、

受託者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「受託者」という。）は、

次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

1　委託者は受託者に対し、第２条に定める個別契約書（以下「個別契約」という。）に定める業務（以下「本業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

2　本契約及び個別契約に基づく委託は、民法第 656 条に定める準委任契約とし、受託者が本業務を遂行することを目的とするものであって、成果物の完成を約するものではない。

第 2 条（個別契約）

1　本業務の内容、期間、稼働の目安、報酬その他の具体的な事項は、委託者及び受託者が別途締結する個別契約書（以下「個別契約」という。）に定める。

2　本契約は、個別契約に共通して適用される基本的な事項を定めるものとし、本契約の定めと個別契約の定めが異なるときは、個別契約の定めが優先する。

3　個別契約は、委託者と受託者が個別契約書に記名押印又は電子署名することにより成立する。

第 3 条（業務の内容と遂行）

1　受託者は、善良な管理者の注意をもって本業務を遂行する。

2　委託者は、受託者が本業務を遂行するために必要な情報、資料及び連絡先を提供する。

3　本業務の遂行の方法、順序及び時間配分は受託者の裁量に委ねるものとし、委託者は、受託者に対し労働者に対するような指揮命令を行わず、業務の時間又は場所を拘束しない。

第4条（稼働の目安）

1　受託者が本業務に充てる稼働日数及び月間の稼働時間の目安は、個別契約に定める。

2　前項の目安を大きく超えて対応する必要が生じたときは、委託者及び受託者は事前に協議し、報酬の見直し又は翌月への業務の繰越しについて合意する。

3　委託者は、深夜又は休日における連絡を原則として行わない。

第5条（報酬と支払い）

1　受託者が受け取る報酬は、個別契約に定める月額固定額（税別）とする。

2　委託者は、毎月末日をもって当該月分の報酬を締め、受託者は翌月5日までに請求書を発行し、委託者は翌月末日までに受託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は委託者の負担とする。

3　本業務の提供が月の途中で開始又は終了したときは、報酬は日割りにより計算する。

4　第2項の支払期日は、本業務の提供を受けた月の末日から起算して60日以内の日とする。

第6条（経費）

1　受託者が本業務の遂行のために支出する交通費、宿泊費及び物品の購入費用のうち、委託者が事前に承認したものは、実費をもって翌月の報酬と合わせて支払う。

2　前項の承認を得ていない費用は、受託者の負担とする。

第7条（報告）

1　受託者は、本業務の内容及び稼働の実績について、月に1回、電子メール又はチャットツールその他委託者が指定する方法により委託者に簡潔に報告する。

2　委託者から請求があったときは、受託者は随時その実施状況を報告する。

第8条（契約期間と更新）

1　本契約の有効期間は、最初の個別契約の開始日から1年間とする。

2　本契約の期間満了の1か月前までに、委託者又は受託者のいずれからも更新しない旨の書面による申出がないときは、本契約は同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

3　個別契約の有効期間は個別契約に定める。個別契約の期間満了の1か月前までに、いずれからも更新しない旨の申出がないときは、同一の条件でさらに3か月間更新されるものとし、以後も同様とする。

第9条（中途解約）

1　委託者及び受託者は、相手方に対し30日前までに書面（電子メールを含む。以下同じ。）により通知することにより、本契約又は個別契約の全部若しくは一部を中途解約することができる。本契約を解約したときは、その時点で有効な個別契約も終了する。

2　委託者は、前項により解約するときに受託者から解約の理由の開示を求められた場合は、遅滞なくこれを開示する。

3　中途解約がなされたときは、解約時点までに受託者が提供した本業務に対応する報酬を日割りにより精算して支払う。

第10条（解除）

委託者及び受託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第二号及び第三号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

一　相手方が本契約又は個別契約に違反し、書面による催告を受けた日から14日以内に当該違反を是正しないとき。

二　相手方が支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てを受け、若しくは自ら申し立てたとき。

三　相手方が第19条（反社会的勢力の排除）の規定に違反したとき。

第11条（秘密保持）

1　委託者及び受託者は、本契約及び個別契約の遂行に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上の情報、個人情報及び顧客情報その他相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならず、本契約及び個別契約の目的以外に使用してはならない。

2　前項の規定は、法令又は裁判所若しくは行政機関の命令に基づき開示する場合には適用しない。

3　本条の義務は、本契約の終了後も２年間存続する。

4　委託者及び受託者は、本契約の終了時又は相手方から請求があったときは、秘密情報が記録された資料及び記録媒体を返還し、又は消去する。

第 12 条（個人情報）

受託者は、本業務の遂行にあたり委託者から個人情報の取扱いを伴う業務を委託された場合、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、当該個人情報を本業務の範囲内でのみ取り扱う。

第 13 条（成果物と知的財産）

1　受託者が本業務に基づき委託者への納品を目的として作成し、個別契約で成果物として定めた資料及びデータ（以下「成果物」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、委託者が当該資料及びデータに対応する報酬を支払ったことをもって委託者に移転する。

2　受託者は、委託者及び委託者の指定する者に対し、著作者人格権を行使しない。

3　受託者が本契約締結以前から有していたノウハウ、知識又は汎用的に利用可能なツール等（以下「既存知的財産」という。）の権利は受託者に留保される。委託者は、成果物を利用するために必要な範囲に限り、既存知的財産を非独占的かつ無償で利用することができる。

第 14 条（再委託）

1　受託者は、委託者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

2　受託者は、再委託をしたときは、再委託先の行為について自ら行ったものと同様の責任を負う。

第 15 条（副業・兼業への配慮）

1　受託者が他社に雇用されている場合、受託者は自己の責任において勤務先の就業規則及び兼業に関する許可の有無を確認し、これを遵守するものとする。

2　受託者は、勤務先の秘密情報及び顧客情報を本業務に持ち込んではならない。

3　委託者は、受託者の勤務先と競合し、又は利害が対立するおそれがあると認めるときは、受託者に対しあらかじめその旨の申出を求め、本業務の範囲を調整することができる。

第 16 条（競業避止）

1　受託者は、本契約の有効期間中、委託者の事前の承諾を得ずに、委託者と直接競合する事業者に対して本業務と同一の業務を提供してはならない。

2　ただし、本契約終了後の競業については、これを制限しない。

第 17 条（ハラスメントの防止）

1　委託者及び受託者は、相互に、相手方及び相手方の従業員等に対し、暴言、威圧的な言動、性的な言動その他不当な要求等の行為をしてはならない。

2　前項の行為が生じたときは、これを受けた当事者は相手方に申し出るものとし、双方は誠実に協議のうえ是正する。

3　是正がなされないときは、第 10 条の規定により本契約を解除することができる。

第 18 条（損害賠償）

1　委託者及び受託者は、故意又は過失により本契約又は個別契約に関して相手方に損害を与えたときは、相手方に対しその損害を賠償する。

2　前項の損害賠償の額は、故意又は重過失による場合を除き、当該損害の原因となった個別契約に基づき、損害が生じた時点までに委託者が受託者に支払った又は支払うべき報酬の合計額を上限とする。ただし、当該個別契約の月額報酬の 1 か月分を下回らない。

3　第 1 項の損害賠償は、逸失利益その他の間接損害を含まない。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1　委託者及び受託者は、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、保証する。

2　委託者及び受託者は、相手方が前項の表明保証に違反したときは、何らの催告を要せず本契約及び個別契約を解除することができる。

3　前項により契約を解除した当事者は、解除により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

第 20 条（権利義務の譲渡禁止）

委託者及び受託者は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、本契約又は個別契約上の地位及びこれらに基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 21 条（契約終了後の措置）

1　本契約及び個別契約が終了したときは、受託者は委託者から貸与を受けた資料、データ及び物品を速やかに返還する。

2　第 11 条（秘密保持）は同条に定める期間、第 13 条（成果物と知的財産）、第 18 条（損害賠償）及び第 23 条（準拠法と管轄）はその性質上必要な範囲において、本契約の終了後もなお効力を有する。

第 22 条（協議）

本契約及び個別契約に定めのない事項又は本契約及び個別契約の解釈について疑義が生じた事項については、委託者及び受託者は誠実に協議のうえこれを解決する。

第 23 条（準拠法と管轄）

1　本契約の準拠法は日本法とする。

2　本契約及び個別契約に関して紛争が生じたときは、委託者の本店所在地（委託者が個人のときはその住所）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自１通を保有する（電子契約の方法により締結するときは、電子データをもって原本とする。）。

令和　　年　　月　　日

委託者

所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印

受託者

住所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印

屋号　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（ある場合）